

裁判所への手続き

手続きの種類	手続きの窓口	提出書類	check
遺言書の検認 (遺言書発見後遅滞なく)	死亡者住所地管轄の家庭裁判所	遺言書検認申立書 遺言書原本または写し(開封されている場合) 相続人全員の戸籍謄本 被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本 受遺者の戸籍謄本または住民票抄本	
相続の放棄 (自己に相続の開始があった事を知った日から3ヶ月以内)		相続放棄申立書 申立人の戸籍謄本 被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本・住民票の除票	
限定承認 (自己に相続の開始があった事を知った日から3ヶ月以内)		限定承認申立書 相続人全員の戸籍謄本 被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本・住民票の除票 財産目録	
遺産分割調停・審判	相手方のうちの一人の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所	遺産分割調停申立書 相続人全員の戸籍謄本 被相続人の戸籍・除籍謄本・改正原戸籍謄本 不動産登記簿謄本・固定資産評価証明書・遺産目録等遺産に関する書類	

申立に要する費用

遺言書検認・相続放棄・限定承認	遺言書一通につき収入印紙800円 返信用郵便切手	
遺産分割調停・審判	相続人一人につき収入印紙1,200円 返信用郵便切手	

memo